

豊能町市町村運営有償運送について

事業名 在宅高齢者支援事業「おでかけくん」

根拠法令 道路運送法第78条第2項、道路運送法施行規則第49条第1項

変更内容

利用範囲の変更 豊能町在宅高齢者等外出支援事業実施要綱第6条
町外利用を廃止する。

改正前

第6条 このサービスの利用できる範囲は町内を原則とし、1回につき30分を限度とする。ただし、所用時間がおおむね片道30分の医療機関への送迎については、町外であっても可能とする。

改正後

第6条 このサービスの利用できる範囲は町内とし、1回につき30分を限度とする。